保令ネット操作マニュアル

【電気事業法】

─ 提出者向けパート① —

※こちらのパート①は設置者本人が申請する場合のマニュアルです

改訂履歴

版	該当箇所	改訂内容	日付
1.0	-	初版作成	2019/11/25
1.1	・3-2.ヘッダー	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	2020/2/17
	・3-8.入力補助_複写	伴う修正	
	・4-4-1.メニュー説明		
	•4-3.要対応手続一覧		
	•4-5.全手続一覧		
1.2	・表紙、ファイル名	ファイル名の修正	2020/6/29
	・1-4.用語について	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	
	・3-1.操作ボタン	伴う修正、注意点の追記	
	・3-5.入力補助_入力ガイド		
	•3-7.入力補助_郵便番号検索		
	・3-11.添付書類のアップロード		
	・4-1.画面レイアウト		
	•4-3.要対応手続一覧		
	・4-4-2.手続ごとの注意点		
1.3	・1-3.保安ネットで取り扱う手続	廃止に関するメニュー構成変更	2020/07/21
	・4-4-1.メニュー説明		
	・4-4-2.手続ごとの注意点		
1.4	・3-2.ヘッダー	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	2020/11/27
	•3-6.入力補助_法人番号検索	伴う修正	
	・4-4-2.手続ごとの注意点	取下げ手続の管理変更に伴う修正	
	•4-5.全手続一覧	内規改正に伴う修正	
	・4-4-2.手続ごとの注意点		
	・4-4-4.問合せ		
	•4-5.全手続一覧		
1.5	・3-3.エラー	休止、廃止事業場の検索に伴う修正	2021/03/31
	•3-6.入力補助_法人番号検索	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	
	•3-8.入力補助_複写	伴う修正	
	・4-4-3.手続ごとの注意点		
	・4-4-4.手続の提出方法		
1.6	・3-1.操作ボタン	届出受理完了時の受理証明印刷機能	2021/10/29
	•4-5.全手続一覧	の追加	

1.7	•表 1-3.手続一覧	内規改正に伴う修正	2022/12/1
	·表 4-4-1.手続一覧		
	・4-4-3.手続ごとの注意点		
1.8	・4-4-1.メニュー説明	小規模事業用電気工作物の届出開始	2023/3/20
		に伴う修正	
1.9	・4-1.画面レイアウト	保安ネットトップページ画面のレイアウト	2023/10/27
		変更に伴う画像の差し替え	
2.0	・3-1. 操作ボタン	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	2023/12/11
	・4-4-1. メニュー説明	伴う修正	
	・4-4-4. 手続の提出方法		
	・4-4-5. 問合せ・取下げ		
	•4-5. 全手続一覧		
2.1	・2-4.ログアウト~2-6.グループ	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	2024/12/20
	登録	伴う修正	
	・3-11.添付書類のアップロード	手続ナビ機能追記	
	・4.手続ナビ		
	・5.保安ネット機能		
2.2	・1-4.用語について	Gビズ ID の用語説明を修正	2025/1/23
	・4.手続ナビ	手続ナビの機能説明を修正	
2.3	・3-1. 操作ボタン	保安ネット操作画面のレイアウト変更に	2025/3/17
	•5-3. 要対応手続一覧	伴う修正	
	・5-4-5. 問合せ・取下げ	事前相談·手数料納付機能追記	
	・5-4-7. 事前相談・手数料納		
	付		
	•5-5. 全手続一覧		
2.4		手続一覧を別紙に統一	2025/4/14
2.5	•5-5.全手続一覧	全手続一覧画面への需要設備更新情	2025/5/9
		報出力ボタン追加に伴う画像の差し替え	
2.6	・5-4-7. 事前相談・手数料納	黄色ハイライト部分追記	2025/5/12
	付		
2.7	・3-11. 添付書類のアップロード	添付書類の注意点追記	2025/8/1
2.8	・1-1.当マニュアルの利用対象者	誤字修正	2025/8/21
	について	提出担当者情報をコピーの説明追記	

_			
	・1-4.用語について	⑩定期自主検査の時期変更承認	
	・2-2.利用アカウントごとの参照	⑪学校認定申請書	
	権限	⑫学校認定変更届出書	
	・2-3.□グイン	⑬一般用電気工作物調査年報	
	・2-5.アカウント検索	を追加	
	・2-6.グループ登録	画像差し替え	
	・3-1.操作ボタン	「利用者」の記載を「提出者」に統一	
	・4-1.手続ナビ		
	・5-1.画面レイアウト		
	・5-2.トップページ		
	・5-4-3.手続ごとの注意点		
	・5-4-4.手続の提出方法		
	・5-4-5.問合せ・取下げ		
	・5-4-6.結果通知		
	•5-5.全手続一覧		
	・5-7.よくある質問		

目次

1	. はじめに	1
	1-1.当マニュアルの利用対象者について	1
	1-2.保安ネットとは	1
	1-3.保安ネットで取り扱う手続	1
	1-4.用語について	2
2	. 保安ネット利用時の注意点	3
	2-1.保安ネット利用時の利用アカウント	3
	2-2.利用アカウントごとの参照権限	3
	2-3.ログイン	4
	2-4.ログアウト	5
	2-5.アカウント検索	5
	2-6.グループ登録	7
	2-7.アカウント停止時の問合せ先	. 12
3	. 保安ネット共通操作	. 13
	3-1.操作ボタン	. 13
	3-2.ヘッダー	. 15
	3-3.エラー	. 16
	3-4.ワーニング	. 17
	3-5.入力補助_入力ガイド	. 17
	3-6.入力補助_法人番号検索	. 18
	3-7.入力補助_郵便番号検索	. 19
	3-8.入力補助_複写	. 21
	3-9.入力補助_事業場参照	. 23
	3-10.入力補助_日付入力	. 24
	3-11.添付書類のアップロード	. 24
4	. 手続犬	. 28
	4-1.手続ナビ	. 28
5	. 保安ネット機能	. 31
	5-1.画面レイアウト	. 31
	5-2.トップページ	. 32
	5-3.要対応手続一覧	. 33
	5-4.新規手続	. 34
	5-4-1.メニュー説明	. 34

保安ネット操作マニュアル (提出者向け パート①)

5-4-2.手続共通の注意点	
5-4-3.手続ごとの注意点	37
5-4-4.手続の提出方法	
5-4-5.問合せ・取下げ	59
5-4-6.結果通知	65
5-4-7.事前相談·手数料納付	66
5-5.全手続一覧	69
5-6.お知らせ	
5-7.よくある質問	77

1. はじめに

1-1. 当マニュアルの利用対象者について

・当マニュアルの対象者は電気分野における法人設置者の方向けです。その他提出者の方は以下「表1-1. 利用対象者別の該当マニュアル」をご確認ください。

X 1 1/1/1/1/3/1/3/1/3/1/3/1/3/1/3/1/3/1/3			
利用対象者	該当マニュアル		
設置者の方	当マニュアルをご参照ください。		
みなし設置者の方	「保安ネット操作マニュアル(提出者向け パート②)」をご参照くださ		
	\(\lambda\).		
代行申請者の方	「保安ネット操作マニュアル(提出者向け パート③)」をご参照くださ		
	U1°		

表 1-1.利用対象者別の該当マニュアル

1-2. 保安ネットとは

・電気事業法における一部手続について、インターネット上で提出・確認を行うためのサービスです。対象 手続は「1-3.保安ネットで取り扱う手続」をご確認ください。

1-3. 保安ネットで取り扱う手続

- ・保安ネットにて提出可能な手続は別紙の取り扱い手続一覧のとおりです。その他の手続については簡易申請にて提出が可能となっておりますのでご活用ください。
- ・保安ネットでは、以下に関する手続は取り扱い対象外となるため、従来通り紙媒体にて所管の監督部 /監督署へ提出ください。
 - ・ 統括事業場に関する申請/届出
 - ・ 変電所に関する申請/届出
 - ・ ダム水路・ボイラータービン主任技術者に関する申請/届出

1-4. 用語について

用語	意味
あ行	
アカウント	保安ネットを利用する際に提出者を識別するための識別情報。
エラー 手続において、誤りと判断した情報が検出されたことを知らせる機能。	
か行	
監督部/監	産業保安監督部/産業保安監督署の略称。
督署	
さ行	
申請	行政手続において審査・決裁行い、承認された際には通知を行う手続の総称。
Gビズ ID	1つのアカウント ID・パスワードで、デジタル庁が提供する様々な行政サービスが利用で
	きるサービス。
G ビズインフ	法人として登記されている約 400 万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地
オ	等を一括検索、閲覧するサービス。
	保安ネットでは検索した情報をもとに、法人情報の入力が可能。
	URL: https://info.gbiz.go.jp/
ソート	昇順や降順など、一定の順序性に基づいて、順番を並び替える機能。
た行	
届出	行政手続において、提出者が監督部/監督署へ一定事項を通知する手続の総称。
ダウンロード	自身のコンピューター(PC)およびモバイル端末にデータを保存する機能。
タブ	画面の切り替えを実施することが可能となる見出し。
手続ナビ	手続提出先の選択や検索を行う機能。手続名や法令で検索することで、保安ネットで
	の提出が可能な提出先が表示される。
は行	
プレビュー	保安ネットでアップロードした電子ファイルの中身を、画面上で表示する機能。
保安ネットポ	保安ネットの関連資料やよくある質問、お知らせを掲載しているサイト。
ータル	URL: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety
	/hoan-net/
5行	
ログイン	G ビズ ID を使用し、保安ネットにアクセスするための認証行為。
	利用開始するための契機。
ログアウト	G ビズ ID を使用し、保安ネットの利用を終了するための認証行為。
わ行	
ワーニング	手続において、不適切・不正確と判断した情報が検出されたことを知らせる機能。

2. 保安ネット利用時の注意点

2-1.保安ネット利用時の利用アカウント

・保安ネットを利用する際は、G ビズ ID のアカウントが必要です。 G ビズ ID に関する詳細は、https://gbiz-id.go.jp/top/をご確認ください。

2-2.利用アカウントごとの参照権限

・利用するアカウントごとに、保安ネットにおける手続の参照権限が異なります。以下の通りです。

表 2-2.アカウントごとの参照権限

アカウント名	参照範囲	
G ビズ ID プライム	同一法人および個人事業主の G ビズ ID メンバーが提出した申請内容・	
	結果を参照可能	
GビズIDメンバー 同一グループ内の他メンバーが提出した申請内容・結果を参照		
G ビズ ID エントリー	自身のアカウントから提出した申請内容・結果のみ参照可能	

2-3.ログイン

- ・電子申請を行う場合、保安ネットポータルより、Gビズ ID を利用してログインを行います。
- ・利用するブラウザは Google Chrome を推奨します。その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari、IE も利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性ありますので、ご注意ください。
- ・同一ブラウザにて複数のウィンドウを立ち上げ保安ネットを利用すること、および、複数のタブにて保安ネットを利用することはお控えください。

〔ログイン画面〕

GビズID
ログイン / Login
アカウントID / Account ID(メールアドレス / Email) パスワード / Password
ログイン / Login
パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?
アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.
アカウントID(メールアドレス)を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら Forgot account ID? / Can't receive SMS?

2-4.ログアウト

- ・保安ネットからログアウトする場合は、保安ネットの画面右上にあるログアウトボタンを押下します。
- ・ログアウト後は保安ネットポータルへ遷移します。
- ・保安ネットにて 180 分間の無操作状態が続くと自動的にタイムアウトされ、再度認証を要求するメッセージが表示されます。その際はログイン ID とパスワードを再度入力していただく必要があります。

〔ログアウト画面〕



2-5.アカウント検索

- ・G ビズ ID プライムアカウントの取得が完了している場合、保安ネットのアカウント管理メニューより、同一 法人内における G ビズ ID メンバーアカウントが検索できます。検索ができるのは G ビズ ID プライムアカ ウントのみであり、G ビズ ID エントリーは検索できません。
- ・検索時には検索条件を入力の上、検索ボタンを押下すると、画面下部に検索結果が表示されます。
- ・検索したアカウントの詳細情報を参照する場合は、検索結果の一覧から該当アカウントの行を押下します。

〔アカウント情報検索画面〕



(アカウント情報詳細画面)

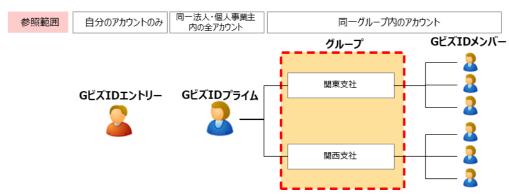


2-6.グループ登録

- ・G ビズ ID プライムアカウントは、配下のメンバー内での手続情報の管理を目的として、アカウント内での グループを保安ネットにて作成することができます。
- ・グループに所属する G ビズ ID メンバーアカウントは、他グループの手続情報等を参照することはできません。
- グループのイメージは以下のとおりです。

<グループ登録のイメージ図>

各アカウントの参照範囲について

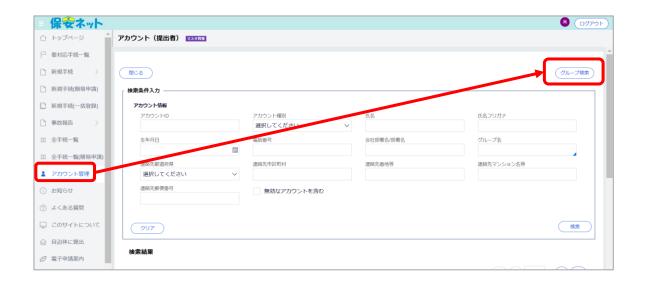


- ※上記図のグループ名はイメージを記載しており、グループ名はアカウントにて任意に登録していただくことができます。
- ・グループ登録における補足・留意点は以下となります。
- ◆ G ビズ ID プライムにてグループを作成し、G ビズ ID メンバーアカウントを所定のグループに設定できます。
- ♦ G ビズ ID プライムは、上図のグループとは別に、デフォルトグループとして初期設定され、当該グループ及び、その他のグループの手続内容や結果等を参照することができます。
- ◆ Gビズ ID メンバーは、当該 Gビズ ID メンバーにて提出した手続内容や結果等の参照に加え、同一グループに所属する他の Gビズ ID メンバーから提出された手続情報や結果等も参照することができます。一方で、他のグループの情報は参照できません。
- ◆ Gビズ ID メンバーのグループを設定しない場合、あるいはグループそのものを作成しない場合、Gビズ ID メンバーは Gビズ ID プライムと同様にデフォルトグループに設定されます。(デフォルトグループの Gビズ ID メンバーはデフォルトグループ及び、その他のグループのアカウントから提出された手続情報や結果等を参照できます)
- ◇ 初回ログイン時はデフォルトグループに設定されています。
- ◆ グループが変更となった際は、変更前のグループの情報は参照できなくなるため、ご注意ください。

♦ グループの登録手順は以下の通りです。

【手順①】

アカウント管理メニューから、グループ検索ボタンを押下します。



【手順②】

新規登録ボタンを押下。なお、既に作成済みのグループは当該画面から検索が可能です。



【手順③】

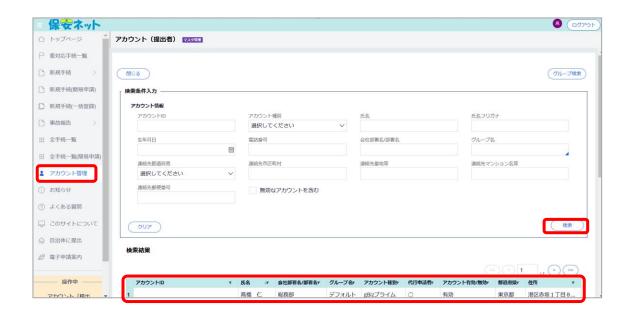
作成するグループ名を入力し、保存ボタンを押下します。



◆ 作成したグループに、メンバーを追加する手順は以下の通りです。

【手順①】

「アカウント管理」より、グループ登録する対象のアカウントを検索し、選択します。



【手順②】

検索結果にて抽出された対象のアカウントの詳細画面にて、「変更」を押下していただきます。



【手順③】

グループ名の項目にて、グループ化したい対象のグループを選択していただきます。選択が完了したら、 「保存」を押下いただければ完了です。



2-7.アカウント停止時の問合せ先

・アカウントが利用できない場合の問合せ先は、「G ビズ ID ヘルプデスク」までご確認ください。詳細は、https://gbiz-id.go.jp/top/をご確認ください。

3. 保安ネット共通操作

3-1.操作ボタン

・保安ネットで全手続において共通的に使用する操作ボタンは以下の通りです。

表 3-1.操作ボタン

アイコン 説明		
7117		
印刷	一時保存状態のものや、既に提出後の手続等、審査中の手続であっても、印刷	
	ボタンが表示されているページは全て印刷できます。パソコンの印刷機能で印刷を	
	実施すると、画面レイアウトが正しく表示されないため、印刷の際は必ず印刷ボタ	
	ンを押下し、印刷機能をご利用ください。	
	Android を搭載したタブレット端末を利用する場合、デフォルト印刷サービスを利	
	用していただく必要があります。デフォルト印刷サービスが搭載されていない端末の	
	場合、プリンタの種類に応じ以下の印刷アプリをインストールしてください。	
	①プリンタの種類が Android Printing、規格対応プリンタの場合:	
	各プリンタメーカーが Play ストアにて配布している専用アプリ	
	②プリンタの種類が規格対応外プリンタの場合:	
	Mopria Print Service 等	
(SS.)) -		
閉じる	トップページ/検索結果一覧に戻ることができます。 	
一時保存	編集した情報を一時的に保存します。再度編集することができます。 	
	入力した手続の情報に問題ないかを確認することができます。	
手続提出前に押下していただきます。		
A		
↑上に戻る	編集画面の最上部に戻ります。	
新規追加	添付書類を新規追加できます。 	
郵便番号検索	郵便番号より住所を検索することができます。 	
クリア	入力した情報を削除することができます。	
Ho To Lef	担川芸の子体の取てばた実行します	
取下げ	提出前の手続の取下げを実行します。	
*FILL	エゲナキロリオファレがデキナオ	
提出	手続を提出することができます。	
•		

アイコン	説明
戻る	ひとつ前の画面に戻ることができます。
受理証明印刷	受理完了となった届出に表示されます。「受理証明」タブに表示された内容を承認書として印刷することができます。
法人情報検索	法人名または法人番号から法人情報を検索することができます。
事前相談に進む	手数料納付が必要な手続において、審査者に対して手数料納付前に手続情報の確認依頼を提出することができます。
提出者情報をコピー	提出者の情報をコピーし、自動で入力することができます。
提出担当者情報をコピーし、自動で入力することができます。	
事業場情報検索	管区や事業場番号、事業場名等から事業場情報を検索することができます。
回答確認へ 審査者に送信する回答内容を確認する画面に遷移します。	
完了	問合せ回答などを完了し、審査者に手続を提出することができます。
ファイルを選択(複数指定可)	手続に添付するファイルの選択画面が表示されます。複数のファイルを同時に選択することもできます。
添付	選択したファイルを手続に添付することができます。
情報更新	表示内容を最新の情報に更新することができます。
設定	選択した事業場情報や住所情報を各項目に自動入力することができます。

3-2.ヘッダー

- ・保安ネットの「要対応手続一覧」と「全手続一覧」では、一覧画面上にヘッダーが存在しています。ヘッ ダーに設定されている項目は、ソートや検索が可能です。
- ・ソートを実施する際は、ヘッダーの項目名を押下する必要があります。
- ・ソートを実施した場合、昇順ならば「↑」マーク、降順ならば「↓」マークが出力されます。
- ・検索を実施する場合、検索対象となる項目を押下し、「文字列検索」欄に、検索内容を入力していた だきます。入力後、適用ボタンを押下すると、検索することができます。

〔ヘッダー画面〕



〔ヘッダー画面(検索・ソート)〕



3-3.エラー

- ・手続情報の入力時等に、必須項目が入力されていない場合や、所定の条件が満たされていない場合は、エラーが表示されます。エラーが発生している場合は、提出できません。
- ・必須項目に入力がない場合は、入力項目の下部にエラーメッセージが出力されます。
- ・必須項目に入力はある場合でも、所定の条件が満たされていない場合、エラーメッセージは、画面上部 に表示されます。また、エラーが発生した該当項目の名称とエラー内容が赤字で表示されます。
- ・画面上部の「エラー項目へ」を押下することで、エラー該当項目へ遷移することもできます。

〔エラー画面(必須項目に入力がない場合)〕



〔エラー画面(所定の条件が満たされていない場合)〕



3-4.ワーニング

- ・手続情報の入力時等に入力される内容に応じて、ワーニング(注意喚起)のメッセージが表示される ことがあります。
- ・ワーニングが発生した場合は、画面上部にて、提出前に確認する必要のある事項が表示されますので、必要に応じて入力内容を修正し、「上記内容を確認しました。」にチェックを入れて再提出してください。

[ワーニング画面]



3-5.入力補助_入力ガイド

・入力時に留意点がある一部項目は、カーソルやマウスポインタを合わせると、補足説明が表示されます。

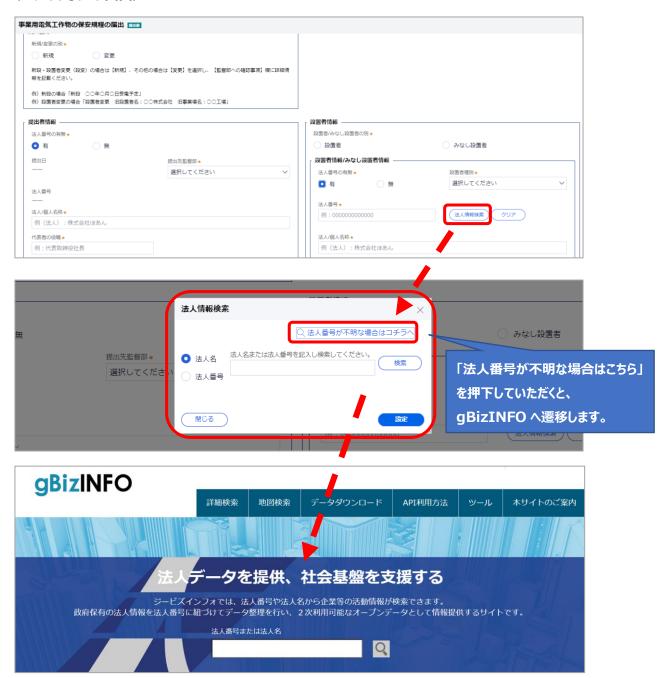
〔入力ガイド画面〕



3-6.入力補助_法人番号検索

- ・法人に関する情報を入力する一部項目については、法人名または法人番号から、該当法人を検索の上設定していただくと、自動入力することができます。
- ・同一名称が複数存在する法人については、Gビズ INFO(ジービズインフォ)にて法人番号を確認し、確認した法人番号を保安ネットの法人番号検索に入力することで自動入力することができます。
- ・自動入力された内容を該当手続の情報として編集することも可能です。

〔法人番号検索画面〕



3-7.入力補助_郵便番号検索

- ・郵便番号から、住所を自動反映することができます。
- ・先頭からの一部入力でも検索できます。

〔郵便番号検索画面(全て入力されている場合)〕



〔郵便番号検索画面(一部入力の場合)〕





行を選択し、設定ボタンを押下 していただきます。

3-8.入力補助_複写

・一度提出したことのある手続は、二回目以降の提出時に過去の提出内容を複写することができます。 この機能により、一から手続情報を入力することなく、複写元の手続の内容を利用しながら入力することができます。

【手順①】

データ一覧の全手続一覧より複写作成対象の法令・手続選択・提出先監督部を選択します。



【手順②】

該当の手続の複写ボタンを押下していただくと、ポップアップが表示されるため OK ボタンを押下していただきます。



【手順③】

詳細画面が表示されます。参照元の手続から複写された項目には既に値が設定されているため、未設定の項目を編集していただき、提出します。

複写対象外は以下の通りです。タブに関する詳細は「5-4-4.手続の提出方法」をご確認ください。

- ◇ 基礎情報タブの「提出者情報」
- ◆ 詳細情報タブの、複写元の事業場が「初めて申請する事業場」のとき、項目「事業場番号」、 「譲渡された事業場番号」
- ◇ 添付書類タブの添付書類

基礎情報タブの「提出者情報」の一部については、アカウント情報から自動的に設定されます。 「保安管理業務外部委託承認」の場合は、手続提出後に、同時提出の有無を確認する画面が表示されるため、「閉じる」ボタンを押下する必要があります。



「発電所・蓄電所出力変更報告」「発電所・蓄電所廃止報告」「事業場の全廃に伴う報告」の場合 も、手続提出後に、「ばい煙発生施設の廃止報告」の提出有無を確認する画面が表示されるため、 「閉じる」ボタンを押下する必要があります。

3-9.入力補助 事業場参照

・プライム・メンバーアカウントの場合、過去に電子申請を行ったことのある事業場の情報を参照することができます。

【手順①】

新規手続にて法令と手続を選択し、「詳細情報」タブへ遷移します。

【手順②】

「詳細情報」タブの事業場情報欄で、チェックボックス「過去に申請したことのある事業場」にチェックを入れます。チェックが入った状態で「事業場名」にカーソルを合わせ、下矢印キーを押下すると、過去に申請をした事業場の情報が参照できます。



3-10.入力補助_日付入力

・生年月日等の日付入力について、カレンダーマークより選択可能です。なお、カレンダーから選択せず直接入力していただくことも可能です。



3-11.添付書類のアップロード

- ・手続情報として添付書類が必要な場合は、電子媒体のファイルを添付書類として、アップロードします。
- ・ファイルを添付する場合、事前に一時保存を実施する必要があるため、新規に作成している手続の場合、一時保存ボタンを押下する必要があります。
- ・添付書類は1ファイルに付き最大10MB、ファイル名は59字以内にしてください。
- ・添付ファイル名に半角の「!\$'(),;[]{}」は使用できません。
- ・「事業用電気工作物の手続」「小規模事業用電気工作物の手続」以外の手続では、手続名と同名のファイルは添付しないでください。
- ・ファイルの拡張子は小文字にしてください。提出可能な拡張子については「表 3-11.添付書類アイコン 一覧」の説明欄参照。
- ・1 手続あたり 10 ファイルまで添付可能です。

【手順①】

詳細画面の「添付書類」タブを表示後、アップロード対象の書類のチェックボックスにチェックを入れます。



【手順②】

「新規追加」ボタンを押下し、ファイルを添付します。



【手順③】

アップロードするファイルを選択していただきます。

必要に応じ、ファイル名の変更、登録する際のカテゴリ選択、不要なファイルの削除を実施します。



【手順④】

「添付」ボタンを押下し、添付を完了します。

必要に応じ、不要なファイルの削除やプレビューもしくはダウンロードにより添付内容が確認できます。 添付書類の内容確認は、アイコンを押下していただくと可能となります。

アイコンの一覧は「表 3-11.添付書類アイコン一覧」参照。



表 3-11.添付書類アイコン一覧

アイコン	説明	プレビュー表示	ダウンロード
٨	拡張子が pdf のファイル添付時に表示さ	0	0
	れます。		
X	拡張子が xls,xlsx のファイル添付時に表	×	0
A	示されます。		
w	拡張子が doc,docx のファイル添付時に	×	0
	表示されます。		
	拡張子が txt のファイル添付時に表示さ	×	0
	れます。		
	拡張子が rtf,csv,tsv のファイル添付時	×	0
_	に表示されます。		
	拡張子が png,bmp,jpeg,jpg, tif,tiff	0	0
	のファイル添付時に表示されます。	※tif,tiffの場合は不可	
Р	拡張子が ppt,pptx のファイル添付時に	×	0
	表示されます。		

4. 手続ナビ

4-1.手続ナビ

- ・各手続の提出先が不明な場合は、手続ナビに沿って提出先を決定することができます。
- ・手続ナビは、国向け保安ネットトップページ左側メニューの「電子申請案内」を押下すると表示されます (詳しくは「5-2.トップページ」および「表 5-2.メニュー構成」を参照ください)。

【手順①】

手続ナビにアクセスするとトップページが表示されます(トップページ左側の各種メニュー構成は「表 4-1.手続ナビメニュー構成」を参照ください)。

手続の提出先が決まっている方はトップページ上の「提出先が産業保安監督部または経済産業局または経済産業大臣の場合」、もしくは「提出先が都道府県知事または指定都市の長の場合」を押下します。それぞれ国向け保安ネット、自治体向け保安ネットに遷移します。

「提出先が都道府県知事または指定都市の長の場合」を押下した方は、「【自治体】保安ネット操作マニュアル(提出者向け)」を参照してください。提出先が不明な場合は、「提出先が不明の場合は手続検索へ」を押下します。

〔手続ナビトップページ〕



表 4-1.手続ナビメニュー構成

メニュー名	説明
☆ ホーム	手続ナビトップページに遷移する際にご利用ください。
	提出先を選択する際にご利用ください。「経済産業省、産業保安監督
	部、経済産業局宛の手続についてはこちらへ」を押下すると国向け保安
[提出可能な自治体から検索	ネットのトップページに遷移します。詳細は「 <u>5-2.トップページ</u> 」を参照。
	各自治体を押下すると自治体向け保安ネットトップページに遷移します。
	詳細は「【自治体】保安ネット操作マニュアル(提出者向け)」を参照。
〇 手続検索	手続検索画面に遷移する際にご利用ください。
3 4001857	詳細は本章手順②の〔手続検索画面〕のイメージを参照。

〔提出先選択画面〕



【手順②】

提出先が不明な場合は手続検索画面から、各手続の提出先を選択します。法令、提出先、手続名を入力して検索します。検索結果には、手続概要や電子申請が可能な提出先が表示されます。 提出先のリンクを押下することで、国向け保安ネットのトップページ(詳しくは「5-2.トップページ」を参照ください)、もしくは自治体向け保安ネットのトップページに遷移します。提出先に自治体のみが表示される場合、自治体向け保安ネットでのみ手続提出を受け付けております。「【自治体】保安ネット操作マニュアル(提出者向け)」をご参照の上自治体に提出してください。

〔手続検索画面〕



5. 保安ネット機能

5-1.画面レイアウト

・保安ネットにおいて、各手続共通の画面レイアウトは以下の通りです。



表 5-1.レイアウト構成

No.	名称	説明
1	保安ネットロゴ	押下するとトップページへ遷移できます
2	メニューバー	各種メニュー画面へ遷移できます
3	業務用領域	各種画面で編集を行うことが可能な領域です
4	アカウントアイコン	押下すると自身のアカウントの詳細情報を確認できます
⑤	ログアウト	保安ネットからログアウトできます
6	操作中手続欄	操作中の手続が表示され、クリックすると対象の手続の画面に切
		り替えができます
		ログアウトをすると消えます

5-2.トップページ

- ・トップページには、重要なお知らせが表示されます。
- ・各種メニューに関する説明は以下「表 5-2.メニュー構成」を参照ください。

〔トップページ画面〕



表 5-2.メニュー構成

メニュー名	説明
□ 要対応手続一覧	提出した手続のステータスを確認する際にご利用ください。
SX1100 1 100 5E	詳細は「5-3.要対応手続一覧」を参照。
□ 新規手続	新規で手続を提出する際にご利用ください。
MING 3-WE	詳細は「5-4.新規手続」を参照。
	ログイン時のアカウントおよび、グループ登録されている場合は、同一グル
註註 全手続一覧	-プ内の G ビズ ID メンバーが提出した手続を、確認する際にご利用くだ
	さい。詳細は「 <u>5-5.全手続一覧</u> 」を参照。
スプカウント管理	グループのアカウント情報を検索する際にご利用ください。
○ アカランド各種	詳細は「2-5.アカウント検索」を参照。
() お知らせ	保安ネット利用時にご確認ください。詳細は「5-6.お知らせ」を参照。
② よくある質問	保安ネット利用時にご確認ください。
0 00 00 00	詳細は「5-7.よくある質問」を参照。
命 自治体に提出	自治体向け保安ネットに移動する際にご利用ください。
台 目治体に提出	詳細は【自治体】保安ネット操作マニュアル(提出者向け)を参照。
	手続ナビに移動する際にご利用ください。
Ø 电丁甲胡桑门	詳細は本マニュアル「 <u>4-1.手続ナビ</u> 」を参照。

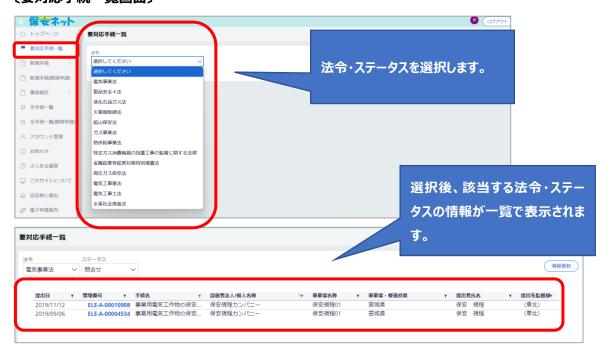
5-3.要対応手続一覧

- ・ログイン時のアカウントおよび所属法人/グループにより入力された手続情報について、ステータスが確認できます。
- ・ステータスの一覧は以下「表 5-3.ステータス一覧」の通りです。

表 5-3.ステータス一覧

ステータス	内容
提出前	手続作成後、一時保存を実施し未提出の状態
問合せ	所管の監督部/監督署から問合せを受領している状態
事前相談	手数料納付前に審査者からの申請内容の確認・修正依頼を受け取っている
	状態
手数料等事前確	審査者が登録した手数料等納付情報の確認を要している状態
記	
簡易申請提出前	簡易申請作成後、一時保存を実施し未提出の状態
簡易申請問合せ	簡易申請について、所管の監督部/監督署から問合せを受領している状態

〔要対応手続一覧画面〕



5-4.新規手続

5-4-1.メニュー説明

- ・保安ネットにて電子申請を行う際は、新規手続のメニューを押下し、電気事業法の手続を選択していただきます。
- ・青枠と白枠の手続選択が存在しておりますが、青枠は手続選択が一つで完結し、白枠はさらに詳細の 手続選択が存在します。白枠の手続選択押下後、次の選択画面が展開されます。
- ・また、「手続検索」からも提出する手続を選択いただけます。法令や提出先、手続名から手続を検索いただけます。

〔新規手続画面〕





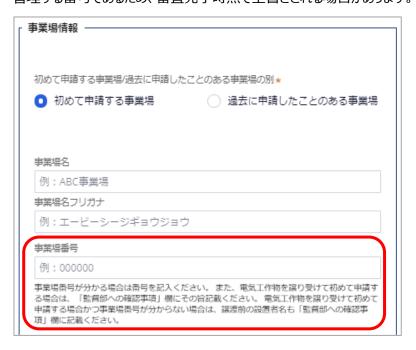


〔手続検索画面イメージ〕



5-4-2.手続共通の注意点

- ・手続共通でご注意いただきたい点は、以下の通りです。
- ◆ エントリーアカウントで事業場番号が分かる場合は、事業場情報の「初めて申請する事業場」を選択し、「事業場番号」を記載ください。プライム・メンバーアカウントで過去に該当事業場の申請を行っている場合は、「3-9.入力補助_事業場参照」を参照ください。なお、「事業場番号」は監督部で管理する番号であるため、審査完了時点で上書きされる場合があります。



5-4-3.手続ごとの注意点

・手続に応じてご注意いただきたい点は、以下の通りです。

① 事業用電気工作物の保安規程の届出

- → 「保安管理業務外部委託承認」と「電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」は同時提出ができます。手続選択の際に、「保安規程の届出/変更の届出のときはこちら」より、「保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」を選択してください。
- ◇ 保安ネットにおいて、手続選択時は「事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」と一つですが、手続情報入力時に「基礎情報」タブの項目「新規/変更の別」にて、「新規」・「変更」のいずれかを選択していただく必要があります。新設・設置者変更(設変)の場合は【新規】、その他の場合は【変更】を選択し、【監督部への確認事項】欄に詳細情報を記載ください。



◆ 事業用電気工作物に該当する小出力発電設備の場合は、申請が必要となります。 小出力発電設備の情報を保安ネットで提出する場合は、発電所・蓄電所の有無で「有」を選択していただき、必要な情報を入力ください。 ◆ 手続にて、添付が必要となる資料は以下「表 5-4-3.①事業用工作物の保安規定届出_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.①事業用工作物の保安規定の届出_添付書類

添付書類	添付条件
保安規程本文(条例)	・保安規程本文に変更がある場合はご提出ください。
適用事業場一覧	・保安規程変更にて設置者名や住所等の変更を、複数の
	事業場に適用する場合で、且つ現行で適用事業場一覧を
	提出する運用をしている場合はご提出ください。
みなし設置者として要件をみた	・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関し
していることの説明書	て初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目
	以降は不要です。

② 主任技術者選任又は解任届出

◆ 保安ネットにおいて、手続選択時は「主任技術者選任又は解任届出」と一つですが、手続情報入力時に、「詳細情報」タブの電気主任技術者の情報の項目「選任/解任の別」にて、「両方(選任/解任)」・「選任」・「解任」のいずれかを選択していただく必要があります。



◆ 手続にて、添付が必要となる資料は以下「表 5-4-3.②主任技術者選任又は解任届出_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.②主任技術者選任又は解任届出_添付書類

添付書類	添付条件
主任技術者免状	・免状発行から1年未満の場合は、添付が必須となります。
みなし設置者として要件をみた	・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関し
していることの説明書	て初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目
	以降は不要です。

③ 主任技術者兼任承認申請

◆ 事業場を複数兼任するために、個別に手続を提出後、施行が未完了の事業場が存在する場合は、「詳細情報」タブの「兼任しようとする事業場の情報」にて選任された事業場を選択する際、「初めて申請する事業場」を選択していただく必要があります。



- → 一度に申請する事業場が複数存在する場合は、事業場ごとに申請を提出していただく必要があります。複数事業場に対する兼任申請を一度に提出していただくことはできません。
- ◆ 手続にて、添付が必要となる資料は以下「表 5-4-3.③主任技術者選任又は解任届出_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.③主任技術者兼任承認申請 添付書類

添付書類	添付条件	
主任技術者免状	・免状発行から1年未満の場合は、添付が必須となります。	
みなし設置者として要件をみた	・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関し	
していることの説明書	て初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目	
	以降は不要です。	

④ 主任技術者選任許可申請

- ◇ 「変電所」「送電線路」「非自航船用電気設備」については電子申請の対象外となります。
- ◆ 手続にて、添付が必要となる資料は以下「表 5-4-3.④主任技術者選任許可申請_添付書類」 の通りです。

表 5-4-3.④主任技術者選任許可申請_添付書類

添付書類	添付条件	
卒業証明書、単位取得証明	・資格の種類が「主技省令第7条」、「一般電気工学」の場	
書	合は、省令を満足していることを証明するため、証明書の添	
	付が必須となります。	
資格証	・資格の種類が「高圧電気工事技術者」、「旧電気工事士	
	法」、「その他」の場合は、添付が必須となります。	
合格証または免状	・資格の種類が「第一種電気工事士・試験合格」、「第一種	
	電気工事士・実務経験」の場合は、添付が必須となりま	
	す。	
免状	・資格の種類が「第二種電気工事士」の場合は、添付が必	
	須となります。	
みなし設置者として要件をみた	・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関し	
していることの説明書	て初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目	
	以降は不要です。	

⑤ 保安管理業務外部委託承認

- ◆ 配電線路の有無は、低圧・高圧にかかわらず配電線路がある場合に有としてください。また、以下のいずれかに当てはまる事業場は、換算係数 0.1 を加算する必要があります。加算対象の場合手動にて換算値に 0.1 を加算し、加算対象である旨を「点検頻度の詳細情報」に記載ください。
 - ・ 小出力発電設備に接続する低圧電線路がある事業場。
 - 他者に電気を供給するための低圧配電線路がある事業場。
 - ・電気工作物が低圧配電線路のみとなる事業場。





→ 「保安管理業務外部委託承認」と「電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」は同時提出ができます。手続選択の際に、「保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」を選択してください。「保安管理業務外部委託承認」提出後に、以下画面が表示されます。同時提出の場合は、「事業用電気工作物の保安規程の届出」を続けて入力を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。



◆ 手続にて、添付が必要となる資料は以下「表 5-4-3.⑤保安管理業務外部委託承認_添付書 類」の通りです。

表 5-4-3.⑤保安管理業務外部委託承認_添付書類

添付書類	添付条件
契約書	•必須
点数表	•必須
みなし設置者としての要件をみ	・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関し
たしていることの説明書	て初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目
	以降は不要です。

⑥ 発電所·蓄電所出力変更報告

- ◇ 発電所・蓄電所内の設備を全て廃止する場合は、保安ネットの新規手続選択画面にて「発電所・ 蓄電所廃止報告書(発電所・蓄電所の全部廃止)」を選択してください。
- → 詳細情報タブの「変更の内容」にて、変更後の情報を入力ください。変更前の情報に関する入力は不要ですので、ご注意ください。



◆ 変更内容にばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を提出していただく必要がございます。「発電所・蓄電所出力変更報告」提出後に、以下画面が表示されますので、「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。



⑦ 発電所・蓄電所廃止報告書 (発電所・蓄電所の全部廃止)

→ 詳細情報タブの「廃止後に残る電気工作物の情報」にて、廃止後の情報を入力していただく必要があります。



◇ ばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を 提出していただく必要がございます。「発電所・蓄電所廃止報告書」提出後に、以下画面が表示されますので、「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。



⑧ 事業場の全廃に伴う報告書

- 令 電気工作物の情報は入力不要です。事業場情報のみを入力ください。
- ◇ 詳細情報タブの廃止の理由で廃止の理由を選択してください。



◇ ばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を 提出していただく必要がございます。「事業場の全廃に伴う報告書」提出後に、以下画面が表示されますので、「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。

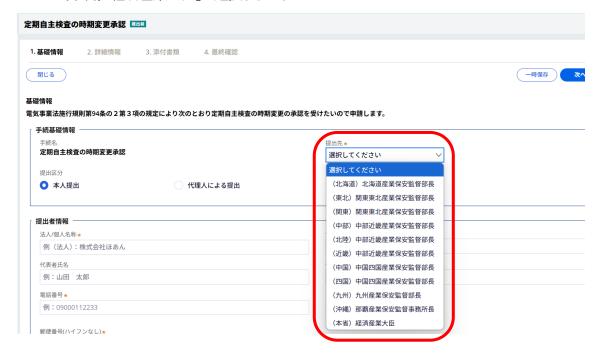


9 ばい煙発生施設廃止報告書

- ◇ 保安ネットで申請する際は、システムの管理上、事業場や発電所・蓄電所の廃止、発電所・蓄電 所の出力変更に伴う廃止の場合も、提出が必要となります。前述の各手続を提出いただいたうえ で、ばい煙発生施設廃止報告書も提出ください。
- ◆ 非常用予備発電装置の廃止報告については、ばい煙発生施設の場合は、本報告で「常用/非常用の別」項目で「非常用」を選択して入力ください。その他の手続では、個々の非常用予備発電装置について届出は不要です。



⑩ 定期自主検査の時期変更承認



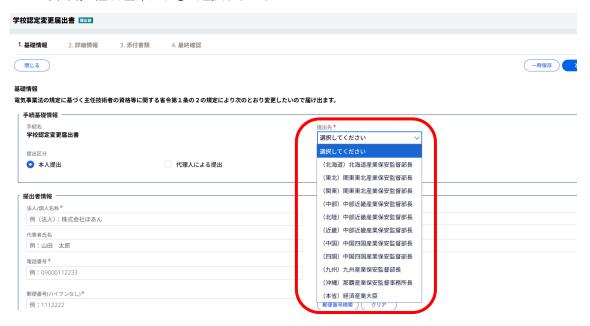
① 学校認定申請書

- ◆ 学校認定申請書の提出先は学校等の所在地を管轄する産業保安監督部を選択してください。
 - 「(本省)経済産業大臣」は選択しないでください。



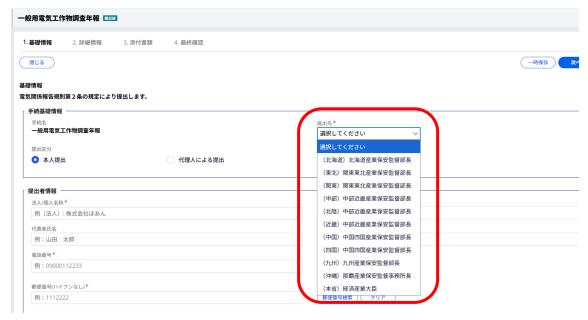
⑫ 学校認定変更届出書

◇ 学校認定変更届出書の提出先は学校等の所在地を管轄する産業保安監督部を選択してください。「(本省)経済産業大臣」は選択しないでください。



③ 一般用電気工作物調査年報

◆ 一般用電気工作物調査年報の提出先は事業場を所管する産業保安監督部を選択してください。「(本省)経済産業大臣」は選択しないでください。



5-4-4.手続の提出方法

・手続の提出手順について、「事業場電気工作物の保安規程の届出」(以下パターン①)、また「電気関係事故報告」(以下パターン②)を例にご説明いたします。なお、全手続に共通して、以下「表5-4-4.入力タブ一覧」の通り、入力タブが存在します。

表 5-4-4.入力タブ一覧

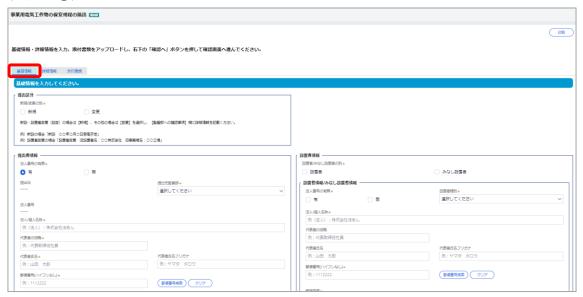
入力タブ名	説明
基礎情報	各手続において、アカウント情報をベースに提出者の情報を入力する詳細画面に 遷移します。
詳細情報	各手続において、提出する手続に関する詳細情報を入力する詳細画面に遷移 します。
添付書類	各手続において、添付書類をアップロードする詳細画面に遷移します。

【手順①】

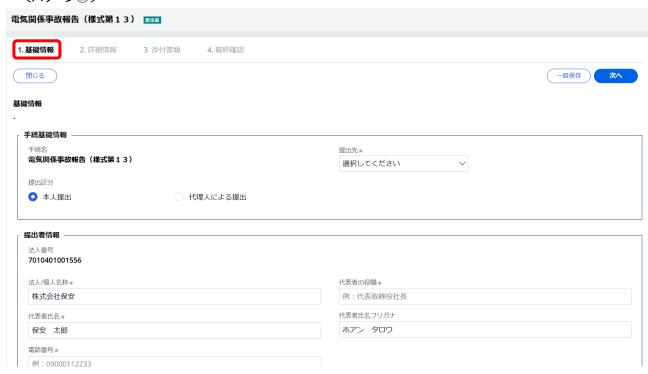
パターン①の場合は新規手続で「法令」と「手続」を選択後、詳細画面の「基礎情報」タブにて申請情報を入力します。法人番号・代表者氏名・住所等の設置者の情報はログイン時のアカウントから自動反映されます。

パターン②の場合は「1.基礎情報」「2.詳細情報」「3.添付書類」「4.最終確認」の 4 画面が存在し、「1.基礎情報」から入力を開始します。

〔パターン①〕



[パターン②]



【手順②】

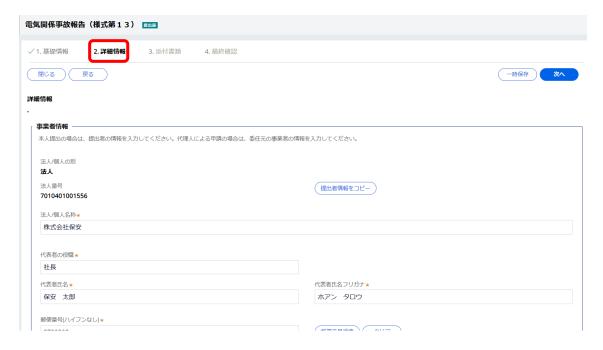
パターン①の場合は「詳細情報」タブにて手続情報を入力します。

パターン②の場合は「次へ」ボタンを押下した後、「2.詳細情報」にて手続情報を入力します。

[パターン①]



〔パターン②〕



【手順③】

パターン①の場合は「添付書類」タブにて、一時保存ボタンを押下後、申請に必要な書類を添付します。添付後に、添付書類の内容を確認することができます。詳細は「3-11.添付書類のアップロード」をご参照ください。

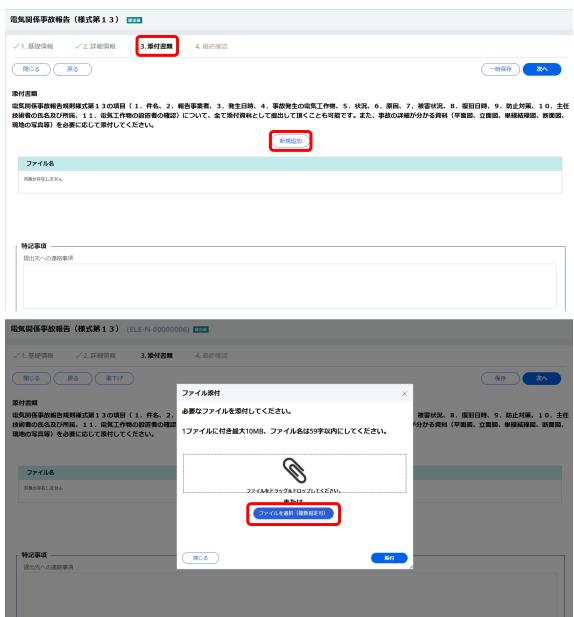
添付対象外の書類については、チェックを入れてください。

パターン②の場合は、「3.添付書類」に遷移後に「新規追加」ボタンを押下して必要な書類を添付します。書類の添付には、ドラッグ&ドロップを行うか「ファイルを選択(複数指定可)」ボタンを押下してファイルを選択してください。

〔パターン①〕



〔パターン②〕



【手順4】

パターン①の場合入力および書類添付が完了したら、「確認へ」ボタンを押下していただきます。 パターン②の場合は「次へ」ボタンを押下して「4.最終確認」へ遷移します。

〔パターン①〕





【手順⑤】

手続内容確認画面に遷移します。パターン①の場合は入力内容を確認し、問題なければ「提出」ボタンを押下していただきます。

パターン②の場合は「4.最終確認」に遷移して入力内容を確認し、問題なければ「提出」ボタンを押下していただきます。

〔パターン①〕



〔パターン②〕



【手順⑥】

パターン①、②ともに提出が完了すると「提出ありがとうございます。」の画面が表示されます。



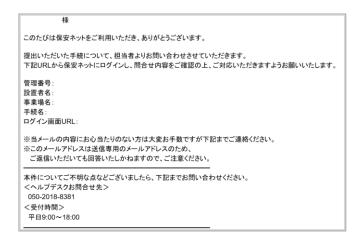
5-4-5.問合せ・取下げ

- ・手続の内容に確認事項・不備があった場合、監督部/監督署担当者から問合せを受けることがあります。
- ・提出者から手続提出後に取下げ依頼を受けた場合などに、監督部/監督署担当者が手続を取下げることがあります。
- ・いずれの場合も、メールにて通知がありますので、内容をご確認ください。

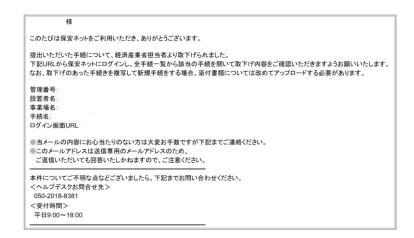
【手順①】

手続提出時に登録いただいたメールアドレスへ、担当者から問合せ又は取下げを実施した旨をご連絡します。

〔問合せ通知メール〕



〔取下げ通知メール〕



【手順②】

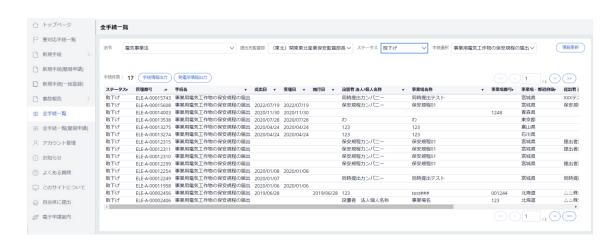
メールに添付された URL をクリックすると、ログイン画面へ遷移します。

【手順③】

問合せの場合は、ログイン後、メニューにて「要対応手続一覧」を選択し、「要対応手続一覧」にて、 「問合せ」を選択します。メールに記載された管理番号にて対象の手続を確認してください。



取下げの場合は、ログイン後、メニューにて「全手続一覧」を選択し、「全手続一覧」でメールに記載された管理番号にて対象の手続を確認してください。



【手順4】

対象の手続が表示された後、「確認結果」タブを選択していただき、監督部/監督署からの確認結果について、内容をご確認いただきます。複数回確認が発生した際は、履歴が一覧で表示されます。



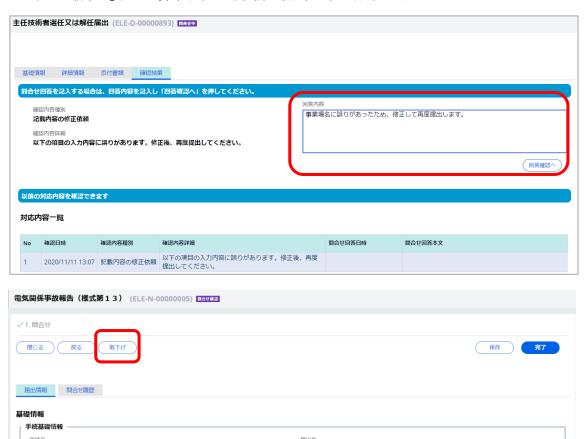




【手順⑤】

問合せの場合は、問合せ内容を確認し、内容に対する回答を記載します。

もしくは「取下げ」ボタンを押下することで手続を取り下げることができます。



【手順⑥】

本人提出

提出者情報法人番号

電気関係事故報告(様式第13)

問合せの場合は、必要に応じて「基礎情報」、「詳細情報」、「添付書類」タブにて内容を再度修正します。修正後、「完了」ボタンを押下していただきます。

(東北) 関東東北産業保安監督部長

手続を取り下げた場合は、取下げが完了した旨のメールが送付されます。

〔取下げ通知メール〕

様

保安ネットをご利用いただきありがとうございます。 手続の取下げが完了しました。

管理番号:

手続:

ログイン画面URL:

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。 ※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、 ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。 <ヘルプデスクお問合せ先> 050-2018-8381 <受付時間> 平日9:00~18:00

5-4-6.結果通知

- ・提出者には結果がメールで通知されます。
- ・提出者のメールアドレスへ、監督部/監督署から手続が完了した旨をご連絡します。ご連絡先は保安ネ ット上で手続を提出した際に、自動的に G ビズ ID に登録されているメールアドレスが手続の情報として 保存されており、通知は当メールアドレス宛へとなるためご注意ください。
- ・保安ネットにログインしていただき、メールに記載の管理番号を基に、保安ネットにて結果をご確認いただ けます。

〔メール通知(届出の場合)〕

様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続きを受理しました。

下記URLから保安ネットにログインし、ご確認いただきますようお願いいたします。

管理番号:

ログイン画面URL:

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。 ※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、 ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。 <ヘルプデスクお問合せ先>

<受付時間>

〔メール通知(申請の場合)〕

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、審査結果をお知らせいたします。 下記URLから保安ネットにログインし、審査結果をご確認いただきますようお願いいたします。

管理番号:

ログイン画面URL:

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。 ※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、 ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<ヘルプデスクお問合せ先>

<受付時間>

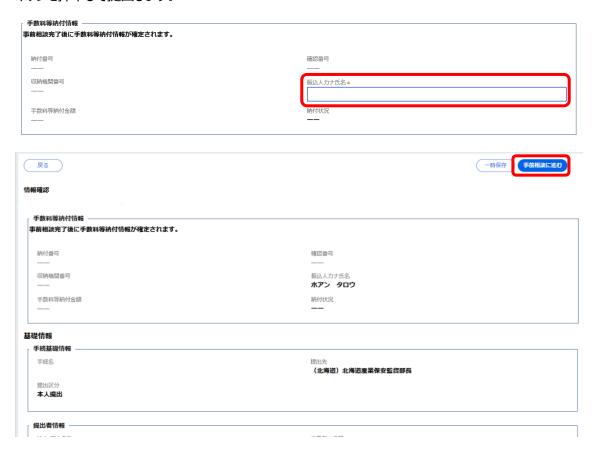
5-4-7.事前相談·手数料納付

- ・手数料納付を要する手続を提出する場合、入力内容の事前相談を行います。
- ・入力内容に誤りがある場合などに、審査者から事前相談回答が送付されることがあります。内容に問題が無い場合は、審査者によって手数料納付のための情報が送付されます。

※なお、本マニュアル公開時点で事前相談・手数料納付が必要な手続の取り扱いはございません。詳しくは別紙の取り扱い手続一覧をご覧ください。

【手順①】

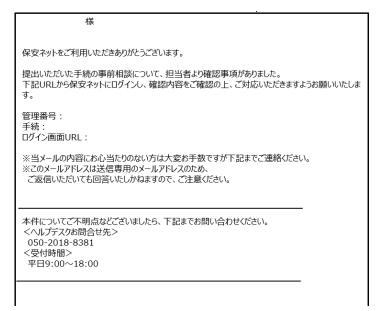
手数料納付を要する手続の内容を入力し(詳細は 5-4-4.手続の提出方法を参照)、手数料等納付情報セクションの「振込人カナ氏名」を入力します。手続内容の入力が完了したら「事前相談に進む」ボタンを押下して提出します。



【手順②】

審査者から事前相談に回答があった場合、事前相談回答の通知メールが送付されます。審査者からの回答を確認し、修正等の対応を行います。その後「回答確認へ」ボタンを押下して対応内容の確認、「完了」ボタンを押下して再度提出を行います。また、「取下げ」ボタンを押下して手続を取り下げることもできます。

〔事前相談回答通知メール〕



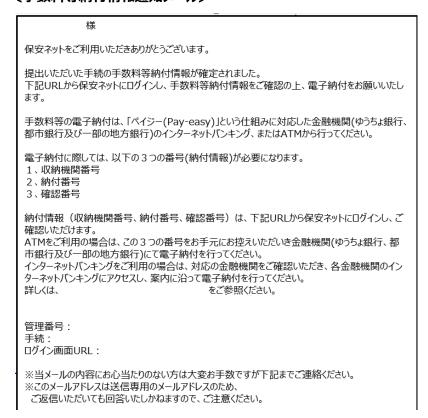




【手順③】

事前相談完了後、審査者から手続上に手数料納付のための情報が追記されます。その際、手数料納付情報確定の通知メールが送付されます。情報をご確認の上、ATM等で手数料を納付します。納付後は自動的に保安ネット上に反映されるため、追加の操作や審査者へのご連絡は必要ありません。

〔手数料等納付情報通知メール〕

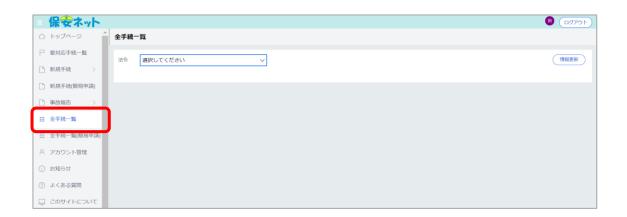


5-5.全手続一覧

- ・ログイン時のアカウントおよび所属法人/グループにより入力された手続情報について、手続の情報を一覧で確認できます。完了した手続の、通知文書や受理証明についても確認できます。
- ・ヘッダーの項目を全て確認する際は、画面スクロールを実施していただく必要があります。

【手順①】

メニューバーより、全手続一覧を選択します。



【手順②】

画面遷移後、「法令」にて電気事業法を選択していただきます。

必要に応じて、「提出先監督部」、「ステータス」、「手続選択」を選択していただき、自身が提出した手続を選択していただきます。なお、CSV出力を実施する際は、「手続選択」と「提出先監督部」の選択は必須となりますので、ご注意ください。CSVの出力件数は最大300件となります。





【手順③】

全手続一覧では、一時保存をした提出前の手続や、提出後の手続を含め、全てのステータスの手続を一覧で表示します。ステータスの詳細は「表 5-5.ステータス」を参照ください。

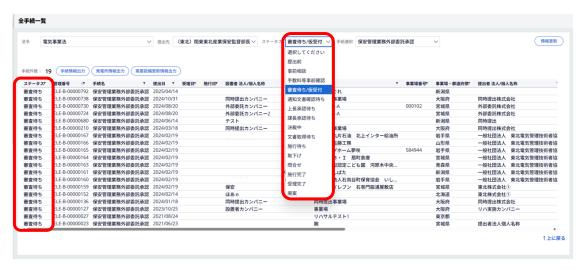
申請の通知文書が必要となる際は、手続特定後、「施行」タブより PDF 形式でダウンロード、および印刷可能です。

また、届出の受理証明が必要となる際は、手続特定後、「受理証明印刷」ボタンを押下することで、「受理証明」タブに表示された内容を印刷することが可能です。

表 5-5.ステータス

ステータス	内容
提出前	手続作成後、一時保存を実施し未提出の状態
審査中	手続提出後、監督部/監督署で審査中の状態
	※申請のみ対象となる
仮受付中	手続提出後、監督部/監督署で確認中の状態
	※届出のみ対象となる
審査完了	手続提出後、監督部/監督署で審査が完了した状態
	※申請のみ対象となる
受理完了	手続提出後、監督部/監督署で受付が完了した状態
	※届出のみ対象となる
問合せ	監督部/監督署から問合せを受領した状態
取下げ	手続が取下げられた状態
事前相談	手数料納付前に申請情報の確認を行っている状態
手数料等事	納付する必要がある手数料等の情報を確認している状態
前確認	

〔ステータス確認画面〕



【手順④】

申請の審査完了後に、通知文書が必要となる際は、一覧上より対象の手続を特定し、「施行」タブを押下していただきます。

〔施行タブ確認(申請)〕



【手順⑤】

PDF のアイコンを押下していただくと、通知文書が表示されます。通知文書は PDF 形式で印刷および ダウンロードしていただくことが可能です。



〔通知文書表示画面(申請)〕



【手順⑥】

届出の受理完了後に、受理証明が必要となる際は、【手順③】の一覧上より対象の手続を特定し、「受理証明」タブを押下していただくと、記載内容が表示されます。

「受理証明印刷」のボタンを押下していただくと、受理証明を印刷することができます。



〔受理証明プレビュー画面(届出)〕



5-6.お知らせ

- ・産業保安監督部/監督署からの周知事項が記載されています。
- ・特に重要な事項については、赤い旗のマークが表示されます。



5-7.よくある質問

- ・提出者からよくしていただく質問と、その回答が記載されています。
- ・よくある質問に記載されていない内容に関しては、「このサイトについて」からヘルプデスクにお問合せください。

